

主 眼 事 項	着 眼 点
	(3) 指導指示違反による廃止 ア 指導指示内容及び期限の設定については、被保護者本人の保護の目的達成上、必要なもので実現の可能性があるものとなっているか。 イ 法第27条による指導指示は、文書による指導指示の前に、原則として、口頭により直接当該被保護者に対して確実に行われているか。 ウ 指導指示違反に対する弁明の機会を設けているか。また、その日時や通知の手続は適切か。 エ 指導指示に従わない場合において、保護を廃止する前に、保護の停止等について組織的に検討しているか。 オ 保護の廃止決定の判断及びその手続は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的に対応されているか。 3 最低生活費の算定及び通知事務 最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。 また、保護の開始及び変更並びに停止及び廃止が行われた場合には、被保護者に対しその旨を通知するとともに、必要な教示は行われているか。 4 保護費の返還・徴収の決定 (1) 法第63条による返還額の決定は、必要経費の控除及び自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものの免除を含め適切に行われているか。 また、一部又は全部の返還額を免除する場合は、必要に応じケース診断会議等に諮るなど組織的にその必要性を十分検討されているか、さらに、その内容が挙証資料等により明確にされているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
(4) 不正受給防止対策等の推進	(2) 法第78条による費用徴収にあたっては、各種控除を適用せず、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とされているか。 1 収入申告内容の確認等の状況 (1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。 また、必要に応じて勤務先等関係先調査が適切に行われているか。 (2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。 2 不正受給ケースに対する措置 不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。 また、悪質なケースについては、告訴等が行われているか。 3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策 (1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因が十分に把握・分析された上で、適切に適用されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握の方法に問題はないか。また、年金、手当等の受給権の確認が適切に行われていたか等、実施機関として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。 (2) 実施機関として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応はとられているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
2 医療扶助の適正運営の確保	1 医療扶助受給者に対する指導援助及び適正運営の状況 (1) 電子レセプトを導入している場合には、電子レセプトを活用して、被保護者ごと又は医療機関ごとに医療扶助の実態を把握し、その結果をレセプト点検、指定医療機関の重点指導、重複受診（処方）、後発医薬品の使用促進等に活用しているか。 (2) 被保護者の病状は、電子レセプトの活用やレセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等によりの確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等は適切に行われているか。 (3) 継続して医療を必要とするときには、原則、3箇月（併給入院外患者及び訪問看護の利用者は、6箇月）ごとに、医療要否意見書等により医療扶助継続の要否は十分検討されているか。 (4) 長期入院患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。 ア 社会的入院を余儀なくされている入院患者のうち、要介護者については、介護施設への入所や介護サービスの活用を図り、精神障害者については、精神障害者退院促進事業を活用するなどして、在宅生活への移行が図られるよう必要な指導援助は行われているか。 イ 入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等は行われているか。 (5) 頻回受診者に対する適正受診指導状況 ア 頻回受診者指導台帳等は整備されているか。 イ 頻回受診の判断は主治医訪問や嘱託医協議等によって適切に行われているか。 ウ 頻回受診の指導にあたっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(6) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。 (7) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認・審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導は行われているか。 (8) 被保護者に対して、パンフレット等を用いて説明を行うなど後発医薬品の適切な選択について周知徹底を図っているか。 2 レセプトの点検、活用状況 (1) レセプトは、個別ケースごとに直近6箇月程度は編綴され、療養指導等に常時活用できる状態となっているか。 また、病状の把握、療養指導等に際し、現業員、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。 (2) 資格審査、単月点検、縦覧点検について、医療事務の経験がある者等によって、適切な方法により実施されているか。 また、単月点検、縦覧点検を業者委託している場合、仕様書の見直し、競争入札の実施等を行うことなく、安易に同一業者に長期間委託していないか。 (3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。 (4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合は行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	3 移送の給付等の状況 (1) 移送の給付にあたっては、画一的な取扱いによって一律に給付を認めず、被保護者が必要な医療を受けられなくなることはないよう、適切に給付の決定が行われているか。 また、『「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について』（平成22年3月12日社援発0312第1号厚生労働省社会・援護局長通知）を踏まえ、不正受給や過大給付などが発生しないよう所定の手続に則って、個々の事案ごとに十分な検討が行われているか。 (2) 施術、治療材料給付 あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。 また、施術については慰安の目的でないかなど施術を必要とする理由、施術日数、施術回数等の妥当性について嘱託医と協議のほか、必要に応じ施術者への確認や検診命令により把握の上、福祉事務所が十分検討しているか。 なお、施術の給付についての往療料の算定は、歩行困難など、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限り行われているか。 4 嘱託医等の配置及び活動状況 (1) 嘱託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制は確保されているか。 (2) 精神科などの嘱託医の確保が困難な場合には、必要に応じ業務委託医の活用は検討されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(3) 医療扶助の要否及びケース援助に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見は聴取されているか。 (4) 現業員等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。 5 本庁への技術的助言の要請状況 医療の給付の要否、援助方針の決定に当たって医学的見地からみて疑義のあるものについては、本庁に対し技術的助言を求めているか。 6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況 (1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについての確認はされているか。 (2) 患者の病状等に応じ、障害者自立支援法、感染症予防法に基づく結核医療等の活用について、保健所等関係機関との連携は十分図られているか。 特に次の点について、関係機関との連携が図られ、確認はされているか。 ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討は行われているか。 イ 精神科の通院について、精神通院医療適用確認調書を活用するなど、障害者自立支援法第58条の適用について検討は行われているか。 ウ 人工透析医療、ペースメーカー交換術等移植術、人工関節置換術等について、更生医療に係る自立支援給付の優先活用についての検討及び確認台帳の整備は行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
3 介護扶助の適正運営の確保	1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況 (1) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導されているか。 (2) 介護扶助の要否判定、程度は、居宅介護支援計画又は介護予防支援計画の妥当性を検討の上、適正に決定されているか。 (3) 居宅介護支援計画又は介護予防支援計画に基づくサービス提供実績の確認は的確に行われているか。 2 福祉用具及び住宅改修の給付状況 (1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合には、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。 (2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条が適用されているか。 (3) 福祉用具の使用状況を実地に確認しているか。 また、住宅改修前後の状況を実地に比較し、改修効果が確認されているか。 3 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況 40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態である医療保険に未加入である者について、障害者自立支援法等の他法が介護扶助に優先活用されているかの検討及び確認台帳の整備は行われているか。 また、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携は図られているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
5 組織的な運営管理の推進 (1) 計画的な運営管理の推進	1 理事者等の現状認識 (1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、実施機関の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。 (2) 所長等幹部職員は、実施機関の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。 (3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から実施機関全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。 ア 開始・廃止ケースの状況及び問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、実施機関全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。 イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、実施機関全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。 ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、実施機関全体の問題として把握し、取り組んでいるか。 エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。 (4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	2 生活保護業務の実施方針及び事業計画の状況 (1) 保護の動向及び雇用情勢など地域の状況について分析を行い、対応すべき課題について整理し、前年度の監査指摘事項などを踏まえ、実施機関の抱える問題点を分析し、その要因を把握しているか。 (2) 実施方針については、所長等幹部職員及び現業員等関係職員の参加のもとに十分討議し、早急な改善や対応が必要な事項を中心とした実効性のある方針が立てられているか。 また、問題を生じている要因の改善に向け取り組む内容が明らかとなるよう、具体的な手順や方法が盛り込まれているか。 (3) 実施方針に基づき、月別にあるいは四半期毎に、具体的な取組の内容及び実施時期を明らかにするため事業計画が策定されているか。 (4) 実施方針及び事業計画に基づいて実施した取組の結果及び効果を集約し、実施機関として評価・分析を行い、改善が必要な事項については、次年度の実施方針に反映するなどの措置がとられているか。 3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況 (1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業は実施されているか。 (2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、実施機関として評価がされているか。 また、実施方針等に反映されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
(2) 査察指導機能の充実	(3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されているか。 4 ケース診断会議の活用状況 (1) 援助困難ケースに対する援助方針の策定、法第63条の一部返還免除、法第78条の適用、新規開始及び廃止決定、暴力団員への保護の適用、自動車の保有可否の決定、法第27条による指導指示をする場合等においては、必要に応じケース診断会議等に諮るなど速やかな組織的判断が行われているか。 また、所長等幹部職員は参画しているか。 (2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。 また、その結果等を踏まえ具体的な取組は行われているか。 1 現業活動の掌握体制の確保 訪問計画の策定など計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な助言、指導ができる体制は確保されているか。また、個々のケースを掌握するための査察指導台帳は作成されているか。 2 訪問の進行管理等 (1) ケースの実態に即した援助方針及び訪問計画の策定など、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。 また、ケースの実態の変化に応じて、その見直

主 眼 事 項	着 眼 点
(3) 実施体制の確保	しに対する助言、指導は適切に行われているか。 (2) 長期間未訪問ケース等について、現業員に対して必要な指導が行われているか。 3 ケース審査及び助言、指導 (1) ケースの援助内容について、現業員に必要な助言、指導は適切に行われているか。特に、新任の現業員に対し、実務指導、接遇等について特別な配慮はなされているか。 (2) 現業員に助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳等に記録されているか。 (3) 現業員に助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。 4 援助困難ケースへの対応 (1) 援助困難ケースに対する指導援助は、担当者任せとなっていないか。 (2) 援助困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な援助を行うよう指導されているか。 (3) 必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。 (4) 関係機関等との連携は、組織的に確保されているか。 1 職員の配置状況 (1) 査察指導員、現業員の不足により事務処理に支障を来していないか。 (2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(3) 現業員の大半が異動すること等によってケースの援助、事務処理等に支障を来していないか。 現業員等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得に努めているか。 (4) 査察指導員、現業員が生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはないか。 2 面接相談体制の状況 専任面接相談員の配置や、状況に応じた複数による面接の実施等、面接相談体制は確立されているか。 3 現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等 (1) 保護金品の支給について ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。 イ 電算システムにおける決裁権者の決裁確認機能はあるか。(無い場合は、代替確認方法) ウ 窓口支給における現業員の関与はあるか。関与がある場合、その範囲は適正に定められているか。 エ 未支給保護金品の管理方法は適正に定められているか。 オ 介護老人福祉施設入所者等を除き、生活保護受給者本人以外に保護費を交付していないか。 カ 当該被保護世帯主又は世帯員が受領に来所出来ない場合の保護金品の取扱いは適正に定められているか。 キ 保護決定通知書を事前に送付しているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	ク 窓口支給の縮減に適正に取り組んでいるか。 ケ 被保護者等からの問い合わせ受付体制は適正にとられているか。 (2) 返還金・徴収金について ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。 イ 現業員等の事務の範囲及び取扱い手順は適正に定められているか。 ウ 決定前の返還金・徴収金相当額の預かりを行っていないか。 エ 納付指導等における返還金・徴収金の徴収方法は適正に定められているか。 オ 現金管理及び相互牽制は適正に行われているか。 カ 被保護者等からの問い合わせ受付体制は適正にとられているか。 (3) 遺留金品の取扱いについて ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等は定められているか。 イ 現業員等の事務の範囲及び取扱い手順は適正に定められているか。 ウ 現金管理及び相互牽制は適正に行われているか。 エ 被保護者等からの問い合わせ受付体制は適正にとられているか。 4 ケース記録等事務処理の管理状況 (1) ケース記録など個人情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
6 実施機関の実情に応じた重点的な指導の徹底	(2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理は適正に行われているか。 1 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況 (1) 被保護者又は申請者等の言動から暴力団員ではないかとの疑いが持たれなくても、その経歴などから暴力団親交者との交流の可能性がある場合には、警察等関係機関との連携を十分図り適切に処理されているか。 特に高齢又は障害・傷病などにより、安易に暴力団員の該当性はないと判断していないか。 (2) 保護を申請した、又は申請しようとする者（以下、「申請者等」という。）が暴力団員である場合には、現業員等のみに任せることなく、ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。 (3) 申請者等が暴力団員であることが確認された場合には、急迫状態である場合を除き、既に申請を受理している場合は申請を却下し、相談等の段階である場合には、暴力団を離脱しない限り、申請を行っても却下することとなる旨を説明しているか。 (4) 申請者等が申請時点において暴力団員であったが、暴力団からの離脱を求めた結果、暴力団を離脱した場合には脱退届及び離脱を確認できる書類（絶縁状・破門状等）、誓約書、自立更生計画書等を徴取しているか。 なお、それらの書類の真偽について疑いがある場合には、警察の暴力団排除担当課に再度情報提供を求めるなどにより確認に努めているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(5) 保護受給中に暴力団員であることが判明した場合には、暴力団からの離脱等を指示し、これに従わない場合には、所要の手続を経て保護の廃止をしているか。 (6) 現役暴力団員と生計を同一とする他の世帯員について、当該暴力団員を世帯分離し、真にやむを得ない事情によりその世帯員のみを保護している場合、その事情は現時点において適切か。 (7) 現役暴力団員、当該暴力団員を世帯分離した生計を同一とする他の世帯員及び元暴力団員について、真にやむを得ない事情で保護を適用している場合、適切に生活実態は把握されているか。 (8) 警察との連携・協力強化のため、暴力団員の保護状況や、管内の暴力団の状況について、実施機関と警察署との間で円滑な情報交換を行うなどの協議等が行われているか。なお、暴力行為等があった場合には、速やかに警察署へ通報する等の措置は行われているか。 (9) 保護の開始決定後、本庁への情報提供は速やかに行われているか。 2 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況 (1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等によりの確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。なお、保有容認にあたっては、任意保険の加入についても検討されているか。 (2) 保有を認めた場合において、適宜保有要件の検証は適切に行われているか。 (3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。 (5) 自動車の処分指導の保留については、概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断される場合に限り、行われているか。 また、処分指導を保留しているケースについて、期限到来後に自立に至らなかった場合には、速やかに処分指導を行っているか。 3 ホームレス等に対する保護の適用状況 (1) ホームレスに対する保護の適用にあたっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、実施されているか。 (2) 直ちに居宅生活を送ることが困難とされ、保護施設や第二種無料低額宿泊所等において保護されたホームレスについて、その状況に応じて養護老人ホームや各種障害者福祉施設等への入所は検討されているか。 (3) 施設入所中の被保護者については、その状況に応じて訪問調査活動を行い生活実態を把握するとともに、居宅生活への円滑な移行に向けて、施設職員や民生委員等関係機関との連携を図り、日常生活訓練、就業の機会の確保等の必要な支援は行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	(4) 第二種無料低額宿泊所等に起居する被保護者については、平成21年10月20日社援保発1020第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知を踏まえ、少なくとも1年に2回以上家庭訪問するよう訪問計画を策定し、定期的な訪問調査活動を行い、利用料金、金銭管理、居室の状況等も含めた生活実態を把握するとともに、自立に向けた必要な指導援助は行われているか。 また、被保護者の生活状況が劣悪であると認められた時には、転居指導を行うとともに、必要な支援は行われているか。 4 実施機関の規模に応じた適切な組織運営 (1) 小規模な実施機関において、査察指導員任せにならないよう、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保される体制は整備されているか。 また、他の実施機関等と共同し、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会など、実施水準の維持向上のために努力がされているか。 (2) 大規模実施機関において、組織運営の一体性が確保されるよう、役付会議や係会議の定期開催、査察指導マニュアル及び補助簿の整備、各種委員会の組織などの工夫がされているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	5 職員による不祥事件の再発防止について 過去において職員による不祥事件の発生した実施機関については、その発生要因及び背景を分析した上で、適切な再発防止策が策定され、かつ確実に実施されているか。 また、他の実施機関においても、職員による同様の不祥事件が発生しないよう再発防止策の情報共有を通じて未然防止策が徹底されているか。